

雇用調整助成金等の生産量要件の緩和

雇用調整助成金の支給要件

最近3か月の生産量がさらにその直前の3か月又は前年同期と比べて原則5%以上減少

昨年12月から実施している要件緩和

リーマンショック後の生産の回復の遅れを踏まえ、赤字の企業については、上記の要件に加え、最近3か月の生産量が前々年同期と比較して10%以上減少していれば、助成金の対象とする【中小企業については平成22年12月1日、大企業については平成22年12月13日まで】

問題点

上記の要件緩和については、本年12月をもって終了するが、今回の急速な円高の進行の影響により、生産の回復が遅れる企業が発生することが見込まれる。

今回の要件緩和

本年12月から1年間に限り、以下のいずれにも該当する場合についても、雇用調整助成金の対象とする。

- ・ 円高の影響により生産量が減少
- ・ 直近3か月の生産量が3年前の同時期に比べ15%以上減少
- ・ 直近の決算等の経常損益が赤字